

2020年4月1日



ティー・エム・エス株式会社

群馬県高崎市中居町 4-2-21

トミケンビル 1F

次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画について

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が働きやすい環境を作る事により、すべての社員が能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定します。

① 計画期間 : 令和2年4月1日 ~ 令和5年3月31日

② 策定内容 :

- 1) 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知
- 2) 年次有給休暇の取得促進のための措置の実施
- 3) 短時間正社員の導入・定着

以上